

令和2年6月定例会 総務委員会（付託）

令和2年6月23日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしくお願いします。

【報告事項】

な し

高橋警務部理事官

公安委員会からの報告事項等はございません。

浪越委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、つい先般成立した改正道路交通法を受けて、特に高齢運転者の交通事故の防止対策について伺いたいと思います。

昨年、県下の交通事故で亡くなった方は41人ということで、人口10万人当たりの死者数が全国ワーストということになりました。そして、県下に発令された交通死亡事故多発警報は、過去最多の6回に上るということで、非常に厳しい結果になったと感じています。今年に入って、新型コロナウイルス感染症の影響があったのか、死亡事故件数も非常に少なかったようですが、緊急事態宣言が解除となって徐々に人の動きも増え始めた途端、立て続けに死亡事故が発生し、今年初となる交通死亡事故多発警報が発令されました。そこで、今後の増加が危惧される交通死亡事故を防止するための取組について伺いたいと思います。

まずは、今年の県下における交通死亡事故の発生状況及びその特徴について伺いたいと思います。

喜多交通企画課長

本年の交通死亡事故の状況は、昨日現在、発生件数8件、死者数が8人と前年同期と比

較いたしまして減少いたしております。しかし、5月下旬から交通死亡事故が続いて発生しまして、6月11日には今年初の交通死亡事故多発警報が発令されるなど予断を許さない状況となっております。

本年の交通死亡事故の特徴は、依然、高齢者の被害が多いこと、交差点付近の事故が多いことなどが挙げられます。なお、本年6月2日に成立した改正道路交通法においては、妨害運転に対する罰則の強化や高齢ドライバーへの安全対策が強化されたところでございまして、今後、改正法の円滑な施行に向けまして、関係機関、団体と連携の上、広報啓発に取り組んでまいります。

岩丸委員

過去5年程度の推移といたしますか、特に死亡事故の状況をお示し願えますか。

喜多交通企画課長

過去5年の交通死亡事故の発生状況でございます。平成27年は発生件数が26件、死者数は27人、うち高齢者は17人。平成28年は発生件数が48件、死者数が49人、うち高齢者が38人。平成29年は発生件数が33件、死者数は34人、うち高齢者は19人。平成30年は発生件数29件、死者数は31人、うち高齢者は18人。令和元年は発生件数が39件、死者数は41人、うち高齢者は27人となっております。

岩丸委員

大分、上下があるみたいなんです、去年が41人、それから平成28年が49人亡くなったんですね。その原因等について分析されていますか。

喜多交通企画課長

交通事故死者数について、平成28年は前年と比べまして22人、令和元年は前年と比べまして10人増加しております。増加要因は、一概に分析はできませんけれども、両年とも、増加した人数のほとんどが高齢者の死者であったこと、特に歩行中の事故や高齢運転者が第1当事者となった事故が多いといった特徴が顕著に現れております。

岩丸委員

高齢者が巻き込まれるというようなことも含めて、高齢の方が亡くなる状況というのは相当に多いみたいです。先ほどの中で、今年も8人が亡くなって、うち6人が高齢者ということで、非常に高齢者の死亡事故が後を絶たないというような状況であります。

これを抑止するために、これまでどのように取り組んでいたのかというところからお示しいただけますか。

喜多交通企画課長

全国的に高齢ドライバーによる重大事故が多発しているところでございまして、その安全対策というのは、引き続き、大きな課題と認識いたしております。こうした状況の下、県警察では、自動車学校との連携による交通安全指導の充実、運転免許の自主返納のため

の取組の推進，交通安全施設の整備等，ハード面からの支援の3本柱で安全対策を推進しております。

まず，交通安全指導の充実では，運転免許センターや自動車教習所の施設を活用いたしまして，運転技能簡易教習やシルバードライバーの自己診断講習等，実車による体験，実践型の指導教養を強化しております。また，自主返納のための取組では，県内のタクシーやバス事業者の御協力を得まして，自主返納した方々に対する運賃割引制度の導入や免許センター内に御本人や御家族からの相談窓口を設置するなど，自主返納しやすい環境づくりにも努めているところです。さらに，ハード面の支援といたしましては，視認性が向上する信号灯器のLED化や，衝突回避システム等の運転アシスト機能を備えた，いわゆるサポカーの普及活動等，総合的な取組を進めております。

岩丸委員

運転免許の自主返納はどういう状況になっていますか。

喜多交通企画課長

過去5年間の65歳以上の高齢ドライバーの運転免許の自主返納件数でございますけれども，平成27年中は1,319件，平成28年中は1,757件，平成29年中は2,964件，平成30年中は2,994件，令和元年中は3,686件と年々増加をいたしております。

岩丸委員

今，運転免許は県内でどれくらい保有されているんですか。また，その中で65歳以上の人はどのくらいの割合を占めていますか。

浪越委員長

小休します。（10時42分）

浪越委員長

再開します。（10時42分）

喜多交通企画課長

徳島県の運転免許保有者のうち高齢者の数でございますけれども，約14万9,000人でございます。

（「全体は」と言う者あり）

運転免許保有者は51万6,330人でございます。ですので，65歳以上が3割程度となります。

岩丸委員

高齢者が運転免許を持っている率も多いとは思いますが，やはり自主返納といってもなかなか徳島県の場合は非常に難しいところもあると思います。

その中で，最初に申し上げたとおり，改正道路交通法が成立したということでありま

す。これは、あおり運転の厳罰化と高齢運転者対策を盛り込んだものになっているというのですが、特に、あおり運転については、テレビでもいろいろと報道されるなどして非常に高い関心があるわけなんです。私どもの地元のような所へ行きますと、高齢運転者対策、そちらのほうが重要と思うわけでありまして。この高齢運転者対策に関連する法改正の概要を教えてくださいませんか。

喜多交通企画課長

先般、道路交通法が改正されまして、高齢運転者対策の充実、強化といたしまして、75歳以上で一定の違反歴のある方に対して、運転技能検査の導入、サポカー限定免許制度の導入等が盛り込まれているところでございます。改正法の施行は公布から2年以内となっておりまして、今後、施行までに関係規定が定められるものと認識いたしております。改正法の円滑な施行に向けて、関係機関、団体と連携の上、広報啓発活動に取り組んでまいります。

岩丸委員

認知症検査みたいなものもされていると思うのですが、この概要はどのようなになっていますか。

喜多交通企画課長

認知機能検査の結果、免許取消や免許停止になった事例の有無について御説明をいたします。過去3年の認知機能検査の実施状況を見ますと、運転免許の取消や運転停止となった人は、平成29年中が4人、平成30年中が4人、令和元年中が1人で行いました。

岩丸委員

認知機能検査では、余りならないというようなところではありますが、高齢運転者対策について、新たな取組とか既に予定しているというものがあつたら御披露いただきたいと思っています。

喜多交通企画課長

交通事故防止に向けましては警察の活動のみで達成できるものではなく、関係機関、団体の取組や、地域や家庭等における教育などにより、県民一人一人が思いやりや譲り合いといった安全意識を高めることが何よりも重要であると認識いたしております。

県警察では、県民の交通安全意識を高めるための取組の一つとして、例年、多くの県民の方々に御参加いただき、徳島スマートドライバーセーフティラリーを実施しているところでございます。本年は、高齢ドライバーのみで参加いただき実施する予定でございます。また、新たな高齢者の安全対策としまして、各地域で積極的に交通安全活動を推進している高齢者の方をシルバーセーフティリーダーと指定いたしまして、各地域での交通安全活動の更なる推進を図っていくことも検討いたしております。

岩丸委員

スマートドライバーセーフティラリーというのは、前に確か何人かで組んで参加させてもらったこともあると思います。今度は高齢ドライバーのみとお聞きしたわけですが、先ほど来申し上げていますとおり、少子化とか過疎化が進むような本県、特に私の地元みたいな所については、車というのは生活の糧というか、自分の足になっているところがございいます。免許の返納というのも難しい中、高齢者の死亡事故防止も進めていかないといけないというところであって、警察の方にもいろいろと御尽力を願わないといけないところでございます。

現在、第10次徳島県交通安全計画というのを策定されていますが、この最終年度ということで、死者数を20人前半くらいまでに抑え込みたいという目標があるようです。警察の方はもちろんですけども、地域の交通安全協会や老人クラブ、学校関係などもあろうかとは思いますが、そういった方が一丸となって目標を達成していただきたいと思いますとおっております。

高齢運転者の占める割合が、徳島県は非常に高い県でもありますので、何とか皆さん一丸となって、この既存の取組に工夫を加えたり、新たな発想による取組などで、交通死亡事故をなくすように重層的に取り組んでいただきたいと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。

福山委員

岩丸委員に続き、私からも交通関係について伺います。

先日、あおり運転の厳罰化を盛り込んだ改正道路交通法が成立となり、今月末にも施行されると報道されておりました。あおり運転につきましては、全国的に悲惨な事故や事件が発生しているところでありまして、県内でも幅寄せや車間距離を詰めて走行する車が散見されるなど、いつ発生してもおかしくない状況ではないかと危惧しております。

そこで、あおり運転に関して何点か伺いさせてもらいます。まず、県内のあおり運転の現状を知るために、あおり運転による事故の発生状況や、警察に寄せられた相談や通報件数、また検挙件数について教えてください。

喜多交通企画課長

これまでは、法律上のあおり運転の定義がなかったことから、車間距離を極端に詰め接近する行為、ハイビームやクラクションを執ように鳴らすなどの行為等あおり運転の類型と認められる違反の状況について答弁をさせていただきます。

まず、あおり運転と認められる行為による交通事故は、平成29年と平成22年にそれぞれ1件発生をいたしております。次に、あおり運転に関連する通報等でございますけれども、令和元年中、110番受理は550件、相談受理は126件と年々増加している状況でございます。取締りについては、令和元年中、車間距離保持義務違反20件を検挙いたしているほか、進路変更禁止違反や追越しの方法違反等で167件を検挙いたしております。

福山委員

事故の発生は少ないものの、多くの相談や通報が寄せられているということで、社会の関心の高まりもあるとは思いますが、県下の交通情勢を見ますと、やはり、あおり運転に

よる重大事故等の危険性をはらんでいるというふうに考えます。

次に、私の周りでも、あおり運転の被害に遭って怖い思いをしたという話をよく耳にします。突然、車間距離を詰められたり、幅寄せをされるという危険な状況下に置かれますと、取り乱したりして正常な判断が難しく、ひいては事故を引き起こしてしまうことにもなりかねないと思われまます。

そこで、冷静に対処するためにも、あおり運転の被害に遭った場合は、どのような対応をとればよいのかお教えてください。

喜多交通企画課長

あおり運転への対処としましては、安全な場所に避難をして、車内にとどまって110番通報をしていただくこと、ドライブレコーダーの設置が被害の抑止等に有効であること等について運転免許の更新時講習をはじめ、広報チラシ、県警察ホームページ等に掲載をいたしまして、普及啓発に努めているところでございます。

福山委員

まずは安全な場所に避難すること、それでもやまない場合は車外に出ることなく、110番通報すること、シンプルで覚えやすく、突発的な対応でも慌てなくてすむと思います。ドライブレコーダーの設置も、過去2年間のあおり運転に関する警察庁の調査では、その映像が検挙件数の8割で活用されたとの結果も公表されているところであります。引き続き、しっかりと県民の方への周知をお願いします。

最後に、誰もが安全で安心して運転するためには、あおり運転のような危険運転を行うドライバーを公道上から排除すべきでありまして、この度の厳罰化は当然だと考えております。また、この度の法改正は、車だけではなく自転車にもあおり運転が適用されるとの報道もなされているところでありまして、法改正によってあおり運転の撲滅に向けた社会全体の気運の高まりにも期待したいと考えております。そこで、周知を兼ねて、この度のあおり運転に関する法改正の概要とあおり運転の撲滅に向けた警察の取組について伺います。

喜多交通企画課長

本年6月に、改正道路交通法が可決成立をいたしました。改正法では、あおり運転を新たに妨害運転として規定し、その定義は他の車両等の通行を妨害する目的で、交通の危険のおそれのある方法により、一定の違反をした場合としまして、罰則も創設をいたしております。さらに、妨害運転の結果、高速道路等において他の自動車を停止させるなど著しい危険を生じさせた場合には、刑が加重されるということになっております。

県警察では、改正道路交通法の円滑な施行に向けまして、関係機関や団体と連携の上、周知徹底を図ってまいります。

なお、妨害運転の規程が施行される6月30日には高速道路交通警察隊と西日本高速道路株式会社等が連携し、街頭キャンペーンを実施する予定でございます。

福山委員

あおり運転の撲滅に向けましては、検挙も当然のことながら、ドライバーに対しての、あおり運転をしない、させない、許さないという交通安全のマナーやルールの意識付けも非常に大切なことだと考えます。今後も、取締りと広報啓発の両輪で、あおり運転のない安全安心な交通環境の整備に努めていただくようお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

山田委員

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の影響が各方面に広がっていることから、この問題についてまずお伺いします。

新聞報道を見ておりましたら、警視庁の渋谷警察署において、被留置者が7人感染し、留置施設を閉鎖したという報道もありました。そこで、徳島県のほうはどうなっているのか。一度感染が判明した場合は、当然被留置者はもとより、多くの警察職員にも影響が出てくるという状況になっています。それだけに、これまでに被留置者を対象としたPCR検査を実施した例はあるのかどうかについて御答弁ください。

田中企画課長

PCR検査の御質問でございます。留置中にPCR検査を受けた被疑者はおりませんけれども、留置する前にPCR検査を受けた事例というのは複数件ございます。

山田委員

複数件あるということです。被留置者のPCR検査はどれくらい実施されたのか。複数件ではなく具体的な件数を御答弁ください。

田中企画課長

実施件数でございますが、結果として全て陰性でございました。検査件数が極めて少なく、個人の特定につながるおそれがございますので、件数についての答弁は差し控えさせていただきます。

山田委員

特定されるといっても、ここは県議会ですので、少なくとも何件あったというふうな報告についてはきちんとしてもらったほうがいい。今後のこともありますので、明確に答弁していただけないか。

田中企画課長

繰り返しになって恐縮でございます。

検査件数が極めて少ないところでございまして、検査を受けた方が特定されて、何らかの不利益を被るおそれがございますので、答弁は差し控えさせていただきます。御理解をお願いいたします。

山田委員

数が少なかったんで特定されるおそれがあるということなんです。これはなかなか納得できないと思います。その場合、PCR検査の是非についていろんな意見があると思うのですけれども、留置施設であることや被留置者を対象とする特殊性から見て、新型コロナウイルス感染の疑いがあった場合に、保健所を介するような通常の手続を取っているのか、それとも、警察独自の手続で進められようとしているのか。どのような手続かということについて御答弁ください。

田中企画課長

PCR検査の受検手続でございます。県警察におきましては、被疑者の留置前に検温と健康状態の確認を行ってございます。その際に、発熱又は風邪の症状が認められた場合には、保健所に相談いたしまして、その判断によってPCR検査を受けているところでございます。これは警察独自というものではなく、通常行われている手続というところで承知してございます。

山田委員

通常の手続でやっているということなんです。

新聞報道では、兵庫県下の警察署において署内で新型コロナウイルスの感染者が判明して、その結果、署長以下、100人規模で自宅待機となったということも報道されています。

そこで本県の場合は、PCR検査の結果が出るまでの間、接触が認められた職員はどのように対応されてきたのかということについてお伺いします。

田中企画課長

捜査等に携わっております警察官につきましては、マスク、手袋を着用しているところでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、被疑者のPCR検査の結果が出るまでの間、自宅や公舎の空き室で待機させているところでございます。

山田委員

待機をしているという状況だということです。当然、そういうふうな対応になってくると思うんです。それとの関係で、PCR検査の結果が今まで陰性だったということですが、感染危険手当の関係はどうなっているのか。陰性であっても、待機した方も含めて対象になるのかという点についてもお伺いします。

生原警務課長

今回、御審議いただいております感染危険手当につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触する作業や長時間にわたり接する作業等に従事した場合に支給するものでありますため、PCR検査の結果、陰性であった場合につきましては支給しないこととしております。

山田委員

陽性になった場合は支給するけれども、陰性の場合においては支給しないというふうなことです。これについてもちょっとどうかなという点はあるんです。

今発熱した者は、事前に検査をするということが行われているわけですが、被留置者については、第2波、第3波の対応としても県警察としてはそのような方法をしていくという理解でいいですか。

生原警務課長

被留置者の新型コロナウイルス感染防止、また感染拡大防止でございますけれども、さきの事前委員会の時にも申しましたように、看守勤務員はもちろんのこと、被留置者につきましても手指消毒の徹底、機会ごとの体温の測定、また、共用場所の消毒等を徹底しております、感染防止を徹底しているところでございます。

山田委員

私が聞いたのは、PCR検査について、これからも今答弁されたような対応をしていくのかというところについての質問なんです。

その前に、被留置者に接触した職員も自宅待機等の措置をとるのかという点について、そういうふうに第2波、第3波に向けた総合的な対応について県警察としてどう考えているのかということをお答えいただきたい。

田中企画課長

山田委員の御質問のPCR検査の受検の基準に関わるものについては、答弁を差し控えさせていただこうというふうに思っております。ただ、現状、発熱がある被疑者につきましても、いずれも通常のPCR検査の受検ができているというところでございますので、引き続き、こういった対応を適切にしていまいりたいと考えてございます。

山田委員

始めの意味が分からなかったんですが、今までどおり、これからも対応するというものでいいんですか。

高橋警務部理事官

整理をしますと、警察業務、また留置業務を適切に行うためには、まず検査をして感染の有無を確認する必要がある、その手段としてPCR検査があります。

それから、多くの警察職員を自宅待機させたということについては、今言われている無症状の者も感染リスクがありますので、幅広く待機をさせて、本人の新型コロナウイルス感染はもとより、感染拡大防止に努め、その後の警察活動を円滑にできるように対応をしたというものでございます。今後の第2波、第3波においても、まず警察活動が円滑になされる、また被留置者の感染等、留置施設の円滑な運営ができるような対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

山田委員

是非ともそれについては見守っていきたいと思いますし、第2波、第3波は別に県警察関係だけでなく、全てのいろんな方面に関係してくることなので、引き続き、その動きについては注視していきたいと思います。

それから時間の関係で、会計年度任用警察職員の任用状況についても聞きたいと思います。4月1日現在の任用状況、そして、従来と比較してどのようになったのかということをお端的にお答えください。

生原警務課長

会計年度任用警察職員の任用状況について御質問いただいたところでございます。

本年5月1日現在の任用数で御説明させていただきますと、フルタイム職員が27人、パートタイム職員が158人という状況でございます。そして、以前と比べてどうかという御質問でございますけれども、会計年度任用職員制度導入後、フルタイム職員、パートタイム職員とも前年と同程度の職員数を任用しているところでございます。昨年5月1日現在では、フルタイムの臨時職員数は23人、パートタイムの非常勤職員数は166人であったところでございます。なお、任用数の増減につきましては、主に育児休業の代替職員の増減によるものでございます。

山田委員

状況は分かりました。いろんな報道によって、全国的にも、基本給を下げた経費を手当分に充てるという傾向もあり、結局、実質的な減収につながるということになるんです。実質的な報酬の低下ということは徳島県警察においては無いんですね。

高橋警務部理事官

任用と手当の実質的な総括ですので、私のほうから答弁いたします。

もちろん手当等は、勤務実績に応じて支給されるものでありますので、現在、制度開始から2か月程度でありますから、実績に関する答弁というのは差し控えさせていただきます。ただ、これは昨年来答弁いたしておりますけれども、生原警務課長から答弁いたしましたように、同程度の人数を任用しておりますので、これを予算ベースに置き換えますと、粗い試算でありますけれども、約1,600万円の増額ということになります。一人当たりでいいますと、10万円から35万円程度の増額になります。ただ、手当でありますので、当然に勤務実績等に応じて支給されるものでありますから、それは一概に幾らという形は言えませんけれども、山田委員の御指摘のような、基本給を下げた、その浮かした分を手当に回すという形では制度を運用していないという理解でお願いしたいと思います。

山田委員

分かりました。それは引き続き見ていきたいと思います。

最後の質問になります。徳島中央警察署の新庁舎の問題は、以前の総務委員会でも度々この問題について質問してきました。この施設がくい等の問題で2.8億円の増額になったということで批判を浴びました。契約でも不透明な部分があったと思うのですが、今回、工事の中断がありました。そういう中で、経費が増額されるということはあるのか

か、なかったのかということについて、端的にお答えください。

日下拠点整備課長

徳島中央警察署の新築工事が中断されることによって経費が増額していないかという御質問です。

今回の工事中断につきましては、全国で新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、事業者のほうからの要請に基づきまして、4月25日から5月6日までの間、建設作業の一時中断の措置をとったものでございます。あらかじめ計画しておりましたゴールデンウィーク期間中の中断開始日が、数日前倒しとなったものでございます。工事は予定どおり5月7日から再開されておりまして、経費等の増減はございません。

高井委員

私のほうからは、県警察が行っております地域警察の再編事業について何点かお伺いをしたいと思います。

大阪府の交番襲撃事件からもう1年がたとうとしております。その間、いろんな交番、駐在所の事件等もございまして、見直しについてもいろんな形で御尽力を頂いてきたところであります。変化する治安情勢を踏まえて、駐在所の統合や24時間体制で行う交番化等も含め、中長期視点に立って計画を立てていただいて、統合や管轄区の変更に取り組んでこられたと思います。まずは、今年4月から徳島県警察・地域警察再編計画の第1期を実施されていると思います。この概要についてお伺いいたします。

田中企画課長

徳島県警察・地域警察再編計画の第1期の概要でございます。

本年3月10日に公表いたしました徳島県警察・地域警察再編計画につきましては、変化する治安や地域情勢、さらには施設の老朽化に応じまして、適宜、見直しが可能となるようなフレキシブルなものとしてございます。実施時期につきましては、今後10年間で3期に分けて、段階的に実施することとしてございます。第1期は、本年4月1日に実施、第2期、第3期は情勢の変化等を踏まえて、見直しや優先順位を検討しながら進めていくものでございます。

本年4月1日には、第1期計画に盛り込みました駐在所15施設を統合いたしまして、新たに交番6施設を整備するなどしてございます。これによりまして、交番25施設が31施設に、また駐在所99施設が84施設となってございます。具体的には、阿波吉野川警察署と美馬警察署管内の駐在所を統合して、新たに交番を設置しましたほか、両署の分庁舎、また那賀庁舎に幹部を配置しました幹部交番にするなどしたものでございます。

高井委員

今、おっしゃったように、様々な統合や再編を進めているということですが、実際に進めてきた計画の成果等は具体的にどういう手応えとございますか、効果が見られているのか、分かる範囲でお答えを頂きたいと思っております。

田中企画課長

今回の計画の再編パターンは二つほどございます。

その一つは、24時間化といたしまして、複数の駐在所を統合して、交番として24時間体制で事件、事故に対応するものでございます。もう一つは、機能強化といたしまして、単独勤務の駐在所を統合しまして、一つの駐在所に複数の勤務員を配置して、事案の複数対応、また巡回連絡等の地域警察活動の強化につなげるものでございます。今回再編した全ての施設につきましては、パトロールカーを配置しておりまして、機動力の強化を図った結果、パトロール時間が約2.7倍に増加してございます。また、治安情勢につきましても、前年同期と比べまして、刑法犯認知件数が約30パーセント、人身事故発生件数が約5パーセントそれぞれ減少しておりまして、パトロール時間の増加が刑法犯認知件数の減少などにつながったものというふうに認識してございます。さらに、阿波吉野川警察署では、深夜に発生いたしました自動車盗を交番勤務員が緊急逮捕したほか、夜間に認知しております児童虐待、また行方不明事案の早期対応など、事案対応力も大きく向上しております。

引き続き、再編の効果を最大限に生かしながら、効果的な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

高井委員

いろいろな良い効果が出ているということです。

特に機動力が強化したということ、24時間化によって様々な刑法犯認知件数が減少しているということは、非常に良い効果が出ていると思います。先ほどお話があった児童虐待の件は、この前の事前委員会でもお聞きしましたが、24時間で命に関わる事案等が、田舎と言われる地域でも増えてきておりますので、こうした交番化の方向というのは大事だと思います。正しい方向で進んでおられると思います。また、段々と人口が少なくなる中で機動力の強化という双方を狙って、マンパワーについても様々な形で取り組んでおられます。

具体的な交番化が進んでいる事例も幾つかありますが、実は、私の地元の三好市はまだ交番化がされておりません。つまり24時間体制でないということで、人口密度が低い地域ではありますが、やはり面積も広く、これから24時間対応が必要な事案が間違いなく増えてきております。夜間に発生する様々な事案に対しても、交番化していただくほうが住民としても安心感を得られる部分もありますし、是非、この点は進めていっていただきたいと思います。三好市とともに、南部の牟岐町もまだ交番化されていないということで、今のところ駐在所しかない警察署管内で交番化を進めるという必要性の方針について、伺います。

田中企画課長

先ほど申しました第1期計画実施後、県内で交番のない警察署は高井委員から御指摘があったように、三好警察署と牟岐警察署のみとなってございます。徳島県警察・地域警察再編計画では、令和10年までに、三好警察署のほうは駐在所15施設から交番2施設と駐在

所8施設に、牟岐警察署は駐在所6施設から交番2施設と駐在所2施設に、それぞれ再編する方針としてございます。

もとより、この計画の基本方針におきましては、一定の人口が集中する地域には、複数の勤務員が24時間体制で勤務する交番を拡充するとしておりまして、先に答弁させていただきましてとおり、今回新たに整備をいたしました交番の状況を見てみますと、巡回連絡や各種相談の受理等、地域警察活動の機能を生かしながら、予防と検挙の両面で大きな成果が見られております。そういったところから、計画の方針やこうした成果を踏まえまして、三好・牟岐両警察署の交番設置に向けた取組を速やかに進めてまいりたいと考えてございます。

計画の実現に向けましては、地域住民の御理解と御協力が必要になってまいりますので、地元自治体、また地域住民の方々に対する丁寧な説明に心掛けてまいりたいと考えてございます。

高井委員

お話があったとおり、正に地元の自治体や地域住民の理解を踏まえた上で、また、できるだけ迅速に交番化を進めていただきたいというふうに思います。非常に地域の治安に対する体感にも関わることであり、是非とも順調に進んでいくように、新型コロナウイルス感染症に係る事案等でいろいろと社会情勢も大きく変化はありましたが、やはり計画にのっとり、順調に進めていただくことを期待したいと思います。

最後に、今の統合再編の話の中で、統合した後の残された駐在所などの利用等について、もちろん古ければ潰すということもあるんだろうと思いますが、まだ使える駐在所等も残ると思いますので、この廃止となった施設等の利活用を先んじて考えていかなくはならないと思います。例えば使途が決まっていないものなんかは売却するなり、新たな利活用の方策等も並行して考えていっていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

日下拠点整備課長

統合した後の駐在所等の利活用についての御質問でございます。

再編計画におきましては、統合された駐在所などの施設につきましては、その現況や地域の情勢などを踏まえまして、警察官による立ち寄り所、地域の安全を守る会の拠点などとして活用することとしております。一方、歳入の確保という観点から、老朽化が著しく、また使用されていない施設につきましては、売却の検討も求められるところでございます。

今後、各統合された施設の利用状況などを踏まえまして、個々具体的に施設の在り方について検討してまいり所存でございます。

高井委員

よろしく申し上げます。県有財産でもありますし、できるだけ地域に資するものであったり、売却して収入に見合うものであったり、いろんな検討が可能かと思っておりますので、並行してそちらのほうもよろしくお願いしたいと思います。

浪越委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

私も新型コロナウイルス感染症の関係で少しお尋ねをいたします。

知事と徳島市長が4月24日に共同記者会見をされて、県外ナンバー車への嫌がらせが起きているという発表をされました。それでお聞きしますけれど、県警察が把握している県外ナンバー車両に関する相談に関して、月別の件数、内容等を教えていただけますか。

田中企画課長

県外ナンバー車両に関する相談でございます。

本年1月から5月末までの間に県警察に寄せられました県外ナンバー車両に関する相談件数を月別で申しますと、1月、2月中は0件、3月中1件、4月中22件、5月中22件の合計45件でございました。その内容につきましては、県外ナンバーの車両がたくさんまわっているというもののほか、一部の相談では、県外ナンバーの車両に乗っている時、後続車両にあおられたというものもございます。ただし、これらは県外ナンバー車両という条件で検索した件数でございまして、全てが新型コロナウイルス感染症に関連するものとは断定できないというところで御理解を頂けたらと思います。

扶川議員

これは相談で、県外ナンバー車に対して、例えば車両を傷付けられたとか、あおり運転をされたということで、具体的に捜査をして検挙された事例はないわけですね。

田中企画課長

検挙に至ったものがあるのかという御質問でございます。

個別の事案に係るものでございますので、答弁を差し控えさせていただけたらと考えてございます。

扶川議員

私はないと思っているんですけれども、4月21日に知事が記者会見をして、その当日から県外ナンバーの流入調査がスタートしました。22日に行われ、29日、5月3日と都合3回行われております。これについて、危機管理政策課にも相談件数のお尋ねをしました。

4月13日が1件、4月20日が4件、21日が4件、22日が6件、23日が2件、24日が4件、27日が2件、28日が2件、5月はまだ集計できていないということでデータを頂いておりませんが、危機管理政策課の状況と県警察から今御説明いただいた状況を突合いたしますと、危機管理政策課の4月の相談は20日までは合計5件だったんだけれども、21日からは20件です。県警察も4月中22件ということですから、4月21日以前は1件と聞いておりますがこれに間違いはないですか。

田中企画課長

県が県外ナンバー車両の調査をしたこととの関係は判断いたしかねるところでございますけれども、4月中の4月21日より前の件数は、扶川議員の御指摘のとおり1件でございます。

扶川議員

この結果を見ますと、明らかに県の県外ナンバー流入調査と、苦情の増加やあおり運転されたとか、一部には車両を傷付けられたという話があったと聞いておりますけれども、そういう通報の増加というのは相関関係があります。それを収めるために、知事と内藤徳島市長が共同記者会見を24日にやりましたけれども、24日以降も5月にかけて相談が続いていたということが分かります。いずれも匿名の通報で、被害届や検挙につながったものはないのだろうと、これは警察のほうから明確な答弁を頂けませんでしたけれども、そういうようなことが言えるんじゃないかと思います。

徳島新聞の記事で、大西聡弁護士がこんなことを言っておられました。概要ですけれども、県外ナンバー車の調査自体が人権侵害になるとまでは言えず、新型コロナウイルスの感染率の高い地域からどれだけ車が入ってくるかというデータ集積には意味がある。ただし、知事のメッセージの発し方は大事で、差別を助長する発言や政策にならないように細心の注意が必要で、県民のストレスのはけ口になる材料があると、一気にそちらに向かってしまうという分析をしておられます。私は全く同感でありまして、テレビで大々的に双眼鏡を持って監視しているのが全国に流れましたけれども、こういう発信の仕方が徳島県民に対する悪い印象という形で深い傷を残してしまっているんじゃないかという疑いを持っております。これはここで議論することではないので、引き続き、防災・感染症対策特別委員会や地方創生対策特別委員会などでも議論してまいりたいと思うのです。人権侵害に関しては警察も関係あります。あるいは犯罪に関しては関係あります。

先ほどもあおり運転のことが議論されておりましたけれども、私もこういうことをやったら罪になるんだということを明確に知っておきたいので、あおり運転というのは何という罪名がついて、どういう刑罰を受ける可能性があるのか。それから、車を傷付けたりすると、どういう罪名が科せられて罰則があるのかということについて、有権者にちゃんと報告しますので、説明を一言板だけたらと思いますので、お願いします。

浪越委員長

小休します。（11時28分）

浪越委員長

再開します。（11時29分）

高橋警務部理事官

先ほど、喜多交通企画課長が申しましたように、あおり運転はこの度の法改正で、妨害運転という行為になります。2種類ありまして、1つは他の車両の通行を妨害する目的でそのような行為をした場合は、懲役3年以下の懲役又は50万円以下の罰金であります。さらに、その行為をして、高速道路等で停車させた場合は更に加重がありまして、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。ですから、いずれもあおり運転に関しては重い罰則があります。器物損壊につきまして、法定刑で3年以下の懲役又は30万円以下の罰金となっております。これにつきましても、重い罰則が科せられているという状況です。

ただ、一般的に器物損壊であっても、傷を付ける行為というのが器物損壊に該当するかどうかは個々具体的な事例によって変わってまいりますけれども、器物損壊であれば、そういう法定刑が規定されているということでもあります。

扶川議員

分かりました。そういうこともきちんと広報して、大変なことをやっているんだということを発信することが、こういう人権侵害を抑えることになると思います。

それから、人権侵害について、大西弁護士は、県外ナンバーであるがゆえに、パチンコ店などに入店できないのは、行き過ぎかなと思うというふうにおっしゃっておりまして、営業の自由やどこにでも好きな場所へ行ける自由という人権を侵害するおそれというの指摘されております。私自身もこの点では、パチンコ店入店時に免許証を提示するなどの措置を県が求めて、そういうやり方をほかの場所にも広げようというようなことを知事がおっしゃったことについて、私と意見を同じくする12人の議員と一緒に県に申入れをして、そういうことをやめてほしいということを申し上げました。

一方では、私自身、さきの防災・感染症対策特別委員会で、県警察に性風俗店のことで質問させていただきました。3密が避けられない業界に対して、有効な手立てを取るということも重要です。大西弁護士の指摘する営業の自由あるいは好きな場所に自由に行ける権利というものに加えて、プライバシー権などの人権を守りながら、どう新型コロナウイルスの感染を防止していくかということを考える必要があると思います。

大西弁護士の指摘を踏まえますと、社交飲食の組合が、県外客かどうか氏名、住所を書いてもらってチェックしているというのも人権侵害のおそれがあると思います。そして、性風俗店というのは、お客さんも業界の男女も、氏名や住所を明らかにするはずがありませんから、そういう対策をとってもなお、網から漏れてしまうおそれがある。そこで、根本的には前にも防災・感染症対策特別委員会で申し上げましたが、真っ先にこういう業界こそ休業要請をして、協力金の支払あるいは場合によったら転廃業を支援するような対策をとるべきだと考えております。少なくとも、まず今回政府が進めている新型コロナウイルス接触確認アプリというのを、こうした業界に関わる業界人と客には最優先して普及させていく。こういうやり方だと、プライバシーを守りながら、感染リスクをある程度減らせられるんじゃないかと思います。

そこで、県警察にお尋ねするんですけれども、知事部局と連携して、性風俗業界、風俗業界の情報を提供して、こうした対策を促進していくべきだと思えるんですがいかがでしょうか。

田中企画課長

先般、知事部局のほうから、新型コロナウイルス感染拡大予防の啓発活動を行うためといたしまして、風俗営業関連についての情報提供の依頼がございましたので提供したところでございます。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条7項におきまして、知事は都道府県警察に対し、必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができることとされているところでございます。知事から要請があった場合には、県警察におきましては、その内容を個別具体的に判断しまして、一般的な警察活動の範囲内で所要の措置を講ずることになるものというふうに考えておるところでございます。

扶川議員

それでは、もう一回重ねてお聞きします。県警察の警察官の安全対策についても、先ほど山田委員からお話がありましたけれども、新型コロナウイルス接触確認アプリは、今朝の報道では、まだ欠陥が残っているようですが、これからしっかりしたものになっていくと思いますので、積極的に導入をしていくと同時に、いろんな業界、特に性風俗営業の業界については、活用していくように啓発すべきだと私は思います。県警察の取組及びその啓発の中で新型コロナウイルス接触確認アプリを前向きに進めてほしいと警察が言っていくのかどうか、この2点お尋ねをいたします。

田中企画課長

新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けましては、これまでも関係団体を通じ、また運転免許の更新時講習におきまして、県が作成した外出自粛等と呼びかけます県民向けのチラシの配布について協力をしてきたところでございます。この度の新型コロナウイルス接触確認アプリは政府の取組でございまして、国民に対して利用が呼び掛けられているものでございます。運転免許の更新時講習でございまして、風俗業者に対する管理者講習等々の際にチラシを配布するなどして、紹介に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

浪越委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第15号，議案第16号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時36分）